別表六㈠の記載要領第五号中「「納付した控除対象外国法人税額　㉒」」を「「納付した控除対象外国法人税額　㉖」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「金額」の次に「（当該内国法人が通算法人である場合には、令第148条第４項（通算法人に係る控除限度額の計算）に規定する非課税国外所得金額）」を加え、同号を同第七号とし、同第三号中「第５号」を「第８号」に改め、同号を同第六号とし、同第二号中「又は租税特別措置法第59条の２第１項及び第５項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」を削り、「「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）　(3)」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）　(3)」」に改め、同号を同第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

４　「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額　(5)」の欄は、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載すること。

５　「((19)＋(20)＋(21))又は当初申告税額控除額　㉒」の欄は、通算法人が法第69条第15項の規定の適用を受ける場合には「((19)＋(20)＋(21))又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

別表六㈡の記載要領第一号の次に次の一号を加える。

２　「２」から「17」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しないこと。

別表六㈡付表一の記載要領第一号中「法第81条の15」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の15」に改め、同第二号中「又は令」を「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧令」という。）」に改め、同第三号中「又は令」を「（当該内国法人が通算法人である場合には、令第148条第４項（通算法人に係る控除限度額の計算）に規定する非課税国外所得金額）又は令和２年旧令」に改め、同第四号中「第155条の27の２第１号」を「令和２年旧令第155条の27の２第１号」に改める。